

大阪府立江之子島文化芸術創造センター 指定管理者公募に係る質問の回答

※質問内容は、原文のまま掲載しています。

質問 No.	資料名	ページ	項目	タイトル	質問内容（質問者記載）	回答
1	募集要項	2	2 (7) ③	施設に附属する設備等	募集要項において、指定管理者の費用負担により施設・設備の変更、改修又は整備を行うことができる旨が記載されています。来館者数や室温を把握するセンサー等を設置した場合、指定期間終了時に、府と協議の上、当該設備を府へ譲渡する提案は可能でしょうか。	可能です。
2	募集要項	2	2 (7) ③	デジタルサイネージ	デジタルサイネージの日常的な管理の範囲をご教示ください。	放映内容の管理に加え、1日1回程度の目視による筐体・機器トラブルがないかの確認を行っていただくこととなります。またトラブル発生時は、本府担当者へご連絡いただくこととなります。
3	募集要項	2	2 (8)	ホームページ・SNS	ホームページ・SNSは次期指定管理者または府に引継ぎ、とありますが、現指定管理者からの変更の場合も、ドメイン及びホームページのデータなどを引継ぎいただけることでよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
4	募集要項	2	2 (8)	enoco360° VRについて	説明会でその運用に係る費用は指定管理者負担との案内がありました。改めて現在の費用をお示しただけかもしれませんでしょうか。	現在は、月額11,000円になります。なお、現状の機能を担保できるものであれば、今使用しているシステムにこだわるものではありません。
5	募集要項	2	2 (8)	作品データベースについて	説明会でその運用に係る費用は指定管理者負担との案内がありました。改めて現在使用しているシステムとその費用をお示しただけかもしれませんでしょうか。	現在は、早稲田システム開発(株)の収蔵品管理システムを利用しており、月額33,000円になります。
6	募集要項	3	3 (1)	運営にかかる課題や中長期目標	本施設運営において、感じている課題や中長期目標などがあればご教示ください。	現指定管理者の運営における課題については、大阪府立江之子島文化芸術創造センター評価委員会（以下、「評価委員会」）の内容からご確認ください。 中長期的目標についてはお示しできるものはなく、募集要項における運営目標を掲げ、運営いただくこととなります。 「大阪府立江之子島文化芸術創造センター指定管理者に関する評価」のホームページ https://www.pref.osaka.lg.jp/o070100/bunka/enokojima/hyokaiinkai29-34.html
7	募集要項	3	3 (1) ②	各事業の対象者の区分	各事業の対象者について、居住地による要件・制限、府内在住者の参加枠又は事業費配分に関する基準があればご教示ください。	対象者について明確な基準はございませんが、施設の設置目的等に留意し、設定いただくこととなります。また、募集要項のとおり、府内全域からの参加の促進は念頭に置いていただきますようよろしくお願いいたします。 事業費配分についても、明確な基準はございませんが、本府と協議いただくとともに、その内容について評価委員会での確認事項となります。
8	募集要項	4	3 (1) ④	利用料金	利用料金の改定について、府の承認を受ける手続きはどのようなものですか。値上げは現実的に可能でしょうか。	資料1-1に示された範囲内で利用料金を設定いただき、申請書にて本府に申請していただけます。その内容を精査の上、本府より承認するという流れで手続きを行います。 値上げの実現の範囲については、資料1-1に示された料金の上限と現行の料金を比較し、確認してください。
9	募集要項	4	3 (2)	過去実績	過去3年間の企画展示、自主事業、交流・活動・協働機会創出案件、次世代向け催事等実績案件について、開催日、場所、催事内容、参加人数、参加費を知りたいです。	過去の事業については、評価委員会における資料及び本府の「指定管理者が行う公の施設の管理業務に係る情報の公表の実施に関する要領」により公開している事業報告書等から確認できます。なお、過去3カ年度の事業計画書及び事業報告書について、申請を検討する事業者の利便性を考慮し、希望者に電子データを提供することとします。詳しくは、「大阪府立江之子島文化芸術創造センター次期指定管理者の募集について」のホームページ内の「参考資料のデータ提供について」をご確認ください。
10	募集要項	4	3 (2)	過去実績	令和7年度の実施事業一覧（できれば集客数も）を開示ください。	質問No.9をご確認ください。
11	募集要項	4	3 (2)	展示等の委託又は共同実施	展示、イベント、ワークショップ等の企画・運営について、指定管理者又は共同事業体の構成員ではない文化芸術団体、アーティスト、大学、民間企業等と連携し、業務の一部を委託又は共同実施することは可能でしょうか。	可能です。その連携の範囲や度合いについては、府とも協議いただくとともに、委託については再委託の承認を受ける必要がございます。
12	募集要項	4	3 (2)	実施場所の範囲、経費の扱い	指定管理業務として実施する事業について、実施場所の範囲に制限はありますか。館外で実施する場合の条件及び国内・国外での取扱いの違いをご教示ください。 また、事業に係る制作費、出張費及び旅費について、指定管理者側の経費と参加者への支援経費それぞれの取扱い、管理委託料及び協賛金等の充当条件をご教示ください。	施設の運営目標に資する事業に限り、館外での事業実施を認めることとなります。詳細については、府と協議の上、判断することとなります。 また、国内・国外での取扱いの違いはございません。 事業に係る経費については、府から明示する事項はございませんが、館内での指定管理業務に支障のない範囲で行うとともに、会計上の決まりや協賛金等の取扱いに抵触しない範囲でご対応ください。

質問 No.	資料名	ページ	項目	タイトル	質問内容（質問者記載）	回答
13	募集要項	4	3 (2)	美術コレクションの 保管	空調設備や消火設備は美術コレクションを適切に保管する上で、必要な性能を備えているという理解でよろしいでしょうか。指定管理者の別途費用負担が発生することはありませんか。	美術コレクションの保管については、募集要項に記載のとおり、空調設備や消火設備等の施設の特性を踏まえた上で可能な範囲で適切に保管していただくこととなります。なお、可能な範囲での対応には、据置型加湿・除湿器の導入・運用も含みます。この保管業務は、施設運営の支出の中で対応いただきますので、指定管理者の別途費用負担の発生はございません。
14	募集要項	4	3 (2) ①	センター外の作品管理について	センター外の作品の取り扱いについて、指定管理者に求められる事項をお示しください。	ATCの収蔵スペースについては、スペースの管理は府にて行いますが、スペース内の作品が貸出等される場合は、作品を管理いただいているという観点から、それに係るコンディションチェック等の対応を実施していただきます。また、センター外に展示している作品については、定期的な状況の確認及び清掃を実施していただきます。なお、この手法や頻度については、募集要項P5の3 (2) ①ウに基づき、府と協議の上、決定することとなります。加えて、センター外での既存展示の展示替え・撤収に係るコンディションチェック等の対応を実施していただくこととなります。（なお、「令和8年度 大阪府所蔵美術作品活用活性化事業」と同種の事業にて行う展示については、センター内にて貸出に係る内容のみ対応いただくこととなります。）
15	募集要項	4	3 (2) ① ア	窒素ガス消火設備	窒素ガス消火設備に対応する空気呼吸器の型番と更新費用についてご教示ください。	現在、常備しているものはエア・ウォーター防災(株)「ダッシュ10Ⅱ（EBA-10）」になります。なお、関連法令等に基づいたものであれば、本製品である必要はございません。更新費用については、製品の金額になりますので、府からお示することはできません。
16	募集要項	4	3 (2) ① イ	美術コレクションの 活用	美術コレクションを活用した企画展やイベントを実施する際に、入場料を徴収しても良いでしょうか。また、物販など実施しても良いでしょうか。	資料1-1の第12条に基づき、320円を上限に観覧料を徴収することが可能です。また、施設の設定目的に沿って、府と協議の上、物販を行うことは可能です。
17	募集要項	5	3 (2) ① イ	美術コレクションの 活用（貸出展示の実 施）	（民間企業等への有料貸出について）民間企業等への貸出展示を拡大するにあたり、貸出先から「作品レンタル料（貸出料）」を徴収し、指定管理者の「事業収入」として計上することは可能でしょうか。それとも、公的な美術コレクションであるため、貸出料の徴収は認められず無償での貸出が原則となりますでしょうか。	現在、作品レンタル料（貸出料）の徴収は、認めておりません。資料12-1に基づき、原則として無償で貸出事業を行っていただきます。
18	募集要項	5	3 (2) ②	ネットワーク	『文化関係機関等とのネットワークの構築・連携』について、申請時点ですべての連携団体との協定書、覚書、承諾書等を提出する必要がありますでしょうか。それとも、連携候補、連携方針及び具体的な協議状況等を事業計画書に記載することで評価対象となりますでしょうか。	申請時点で全ての連携団体との協定書、覚書、承諾書等の提出を求めるものではありません。事業計画書に、連携候補、連携方針及び具体的な協議状況等を記載いただき、その内容と実現性を考慮し評価されます。また、指定後は、提案いただいた内容を基本とし、府と協議の上、対応を行っていただくものとします。
19	募集要項	6	3 (2) ② エ	カフェ及び物販	現在地下1階で実施されているカフェ及び物販について、現指定期間終了後の取扱いをご教示ください。次期指定管理者が独自に運営事業者を選定すること、又は指定管理者自らが運営することは可能でしょうか。また、営業時間、営業日、メニュー、価格、内装、什器等を提案により変更することは可能でしょうか。	現在の営業中の両テナントは、指定期間内での本スペースの運用を再委託をしています。指定管理候補者が新たなカフェ事業を提案した場合は、現在の店舗は令和9年3月31日で終了します。募集要項のとおり、当該スペースの取り扱いは指定管理者の提案項目としているので、自主運営、再委託先の変更、その他の事項が現行と異なるものとなる提案をしていただくことが可能です。
20	募集要項	6	3 (2) ② エ	カフェ及び物販	カフェ・物販スペースの現在の事業者様は、次年度以降も継続運営のご意向があるかについて、ご教示ください。また、その場合、可能であれば現在の指定管理者との契約内容・開示可能な範囲の収支状況についてご教示ください。	次年度以降の継続運営のご意向については、当方ではお答えいたしかねます。なお、前指定管理者から現指定管理者への変更時に当該スペースの再委託先の変更はございませんでした。また、現在の指定管理者との契約内容及び収支状況については、開示できません。当該スペースでの売り上げについては、事業報告書等から確認できます。事業報告等については、質問No.9をご確認ください。
21	募集要項	6	3 (2) ③	参加者決定方法の基 準	定員を設ける事業について、抽選・先着順・選考等の参加者決定方法に関する基準があればご教示ください。また、同一の個人又は団体を複数年度にわたり支援対象とする場合、支援期間・内容及び平等利用の確保について適用される基準をご教示ください。	抽選・先着順・選考等の具体的な基準を一律に定めているものではなく、事業の目的、内容、募集規模等に応じて、適切に参加者を決定していただくこととなります。また、同一の個人又は団体を複数年度にわたり支援対象とする場合についても、支援期間・内容に関する一律の基準は設けていません。ただし、指定管理者として、平等利用の確保に配慮しつつ、支援の必要性や事業趣旨を踏まえ、適切に運用していただく必要があります。
22	募集要項	6	3 (2) ④ エ	多目的ルームの利用・貸出	（利用時間の細分化について）現在、多目的ルーム1～4は6日間単位または1日単位での貸出とのことですが、利用率向上のための施策として、指定管理者の裁量により「半日単位」や「数時間単位（時間貸し）」といった柔軟な貸出枠を設定し、それに伴う利用料金の承認を得ることは可能でしょうか。	お見込みのとおり、利用料金の額について、府の承認を受けていただければ可能です。

質問 No.	資料名	ページ	項目	タイトル	質問内容（質問者記載）	回答
23	募集要項	6	3（2） ④エ	多目的ルームの利用・貸出	（時間外の対応について）イベントの準備・撤収等で利用者が開館時間外（早朝や夜間）の利用を希望した場合、規定の利用時間を延長して柔軟に貸し出すことは可能でしょうか。可能な場合、その際の時間外割増料金等を新たに設定することは認められますか。	現行の条例（資料1-1）では、設定することはできません。
24	募集要項	7	3（2）④	貸館収入	利用状況と運営状況の数値から、利用者数は増加している一方で貸館収入は減少している要因などあればご教示ください。	利用者数は、来館した全ての人の人数であり、貸館収入はあくまで貸館事業によるものですので、利用者数と貸館収入が必ずしも相関があるものではないためです。なお、令和7年度の利用者数は、非常に集客力の高い貸館利用の展示があったことで、突出した数値となっております。
25	募集要項	7	3（2）④	室ごとの収入	諸室ごとの収入の内訳を開示ください。	事業報告書等から確認できます。事業報告等については、質問No.9をご確認ください。
26	募集要項	7	3（2）④	貸館予約の優先順位等	指定管理者の主催事業で多目的ルームを使用する場合、一般貸館との予約の優先順位、使用可能な期間・頻度及び利用料金の取扱いについて、適用される基準をご教示ください。定期利用又は継続利用に関する制限があれば、併せてご教示ください。また、次期指定期間に係る既存予約について、申請前に開示可能な予約状況をご提示ください。	事業計画に基づき、センターの事業として多目的ルームを使用する場合は、室料を要しません。一般貸館の予約との関係については、指定管理者において事業運営上必要な期間・範囲かつ施設運営全体として支障のない範囲で、事前に指定管理者で押さえることは可能です。なお、明確な基準等はありません。今年度に、年間貸しとしているのは、ルーム7及びルーム9です。既存予約の状況については、enoco「レンタルスペース」ホームページにて公開している空き状況をご確認ください。（ただし、最新情報ではありません。） https://www.enokojima-art.jp/rental-space/#status
27	募集要項	7	3（2）④	貸館利用率等	貸室利用率の算定方法について、利用可能枠の定義及び主催事業・無料利用・減免利用・長期利用の算入方法をご教示ください。また、令和6年度から令和7年度にかけて貸室利用率が上昇する一方、貸館収入が減少している要因について、把握されている内容をご教示ください。室別の有料・無料・減免・主催事業の利用実績及び収入内訳があれば、開示可能な資料をご提示ください。	貸室利用率については、貸室のみ（年間を通じた貸出も含む・この部屋の利用率は100%として算定）による利用率での算定と、貸室以外の利用もすべて含んだ利用率の2パターンを算出していただきます。お示しの年度間での収入の減少は、大阪市立美術館での工事完了に伴う貸しギャラリー事業の再開によるものが大きな要因ではないかと、評価委員会では議論されています。利用実績及び収入内訳について、事業報告書等から確認できます。事業報告等については、質問No.9をご確認ください。
28	募集要項	7	3（2）④ オ	Wi-Fi	センター内におけるFree Wi-Fi環境整備について、OSAKA free Wifi等の導入を検討する際に、自治体と指定管理者間の作業や費用分担等についてご教示ください。	全て指定管理者の負担となります。
29	募集要項	8	3（2）④ オ	オンライン貸館予約システム等	多目的ルーム等について、現行の予約・受付方法を変更し、オンライン予約、オンライン決済、空室状況の可視化、利用者への自動通知等を導入する提案は可能でしょうか。可能な場合、府との事前協議又は承認が必要となる範囲をご教示ください。	現行の予約・受付方法を変更し、オンライン予約、空室状況の可視化、利用者への自動通知等を導入については、提案いただくことが可能です。なお、導入に当たっては、府と内容の協議を行っていただくこととなります。オンライン決済については、現行の条例（資料1-1）では導入できません。
30	募集要項	8	3（2）⑤	清掃員の人数等	別紙資料13に示された清掃対象、作業内容及び実施条件を踏まえ、清掃業務計画、管理体制計画及び収支計画を適切に作成するため、清掃員の人数と勤務時間をご教示ください。また、清掃作業基準表がある場合は、可能な範囲でご開示ください。	現在の体制は以下のとおりです。 ・1日3名体制 ・火曜～日曜の週6日の勤務 ①8:00～16:00 実働7hが1名 ②8:00～11:00 実働3hが2名
31	募集要項	8	3（2）⑤	修繕費の上限	指定管理者が行う（市と協議のない）修繕（市と協議のない）について、1回あたりの金額上限の設定はありますか。	指定管理者が行う、府と協議のない修繕については、1回あたりの金額上限は設けていません。なお、修繕の内容によっては、府との協議が必要となる場合がありますので、資料13及び資料14に基づき適切に対応してください。
32	募集要項	8	3（2）⑤	空調や電気設備、給排水設備等	enocoが開設して15年目になります。空調設備、電気設備、給排水設備など、各種設備に劣化による不具合は発生していませんか。改修は、大阪府負担でしていただけるのでしょうか。	設備により対応は異なりますが、当該設備については基本的に維持補修にて対応することとなります。各種設備の劣化に対する維持補修については、府として資料13の「12」の項目を実施しております。経年劣化による維持補修の対応については、資料14のとおり、「施設・設備・外構の経年劣化による維持補修：府」として基本的に対応します。なお、維持補修箇所・内容の特定等の一次対応や軽微な維持補修については、資料13や資料14に基づき、指定管理者による対応となる場合があります。
33	募集要項	9	3（3）③	自主事業	フリースペース、サンクンガーデン、ライブラリー兼休憩室等を活用し、カフェ、物販、イベント、ワークショップ、企業との共創事業、デジタルコンテンツ提供等の自主事業を実施することは可能でしょうか。実施可能な範囲や制約があればご教示ください。	可能です。実施可能範囲や制約については、センターの設置目的等を損なわない範囲で対応いただくこととなります。

質問 No.	資料名	ページ	項目	タイトル	質問内容（質問者記載）	回答
34	募集要項	10	3 (9) ③ イ	多目的ルームの貸出の一部停止	府が実施する改修工事その他指定管理者の責によらない事由により、貸館停止、イベント中止、来館者減少等が生じ、利用料金収入又は自主事業収入が減少した場合、管理委託料の変更、損失補填その他の協議対象となるでしょうか。リスク分担の考え方を教えてください。	「公勢要項に記載の更新工事以外の大規模な工事」及び「府の責任による遅延・中止」並びに「法令その他制度の変更等のために府の建物所有が困難になったことによる中止」については、その程度も加味し、府と協議の上、資料14のとおり府にて対応することとなります。 「天災他不可抗力による事業中止等」については、資料14のとおり、「大規模な災害等による事業中止等」を協議事項としております。加えて、天候等の影響による中止判断の基準について、府と協議の上、事前に一定設けることを想定しており、そういった事象も含めた不可抗力による数日程度の収入減少に対しては補填等を基本的に行わない想定をしています。
35	募集要項	10	3 (9) ③ イ	多目的ルームの貸出の一部停止	令和9年度に大規模修繕の予定があります。貸出停止の可能性があるとのことですが、いつ頃決定となりますか。また、貸出停止の可能性は多目的ルーム1～3のみでしょうか。	当該工事は、本府都市整備部住宅建築局公共建築室により、令和8年4月19日公告の「大阪府立江之子島文化芸術創造センター外壁その他改修工事実施設計業務」により、現在実施設計を行っているところです。工事の実施やその内容については、次年度の予算措置を受け、施行業者を入札し、契約した後に確定します。なお、これに先立ち、施設所管課として、本年10月までに工事の影響を見越した貸出停止期間・範囲の内容を決定する予定です。なお、現段階で想定している最大の貸出止期間・範囲は、令和9年11月～令和10年1月の3ヶ月間での多目的ルーム1～3の貸出停止になります。
36	募集要項	10	3 (9) ③ イ	多目的ルームの貸出の一部停止	工事に伴う騒音・振動が発生するとのことですが、多目的ルーム等の貸出利用者が騒音や振動を理由に直前で利用をキャンセルした場合や、利用料金の返還を求めてきた場合、指定管理者の判断で返還等の柔軟な対応を行ってもよろしいでしょうか。またその際の減収は指定管理者負担となりますでしょうか。	資料1-2の第10条に基づいて対応いただくことは可能です。また、その際の減収の対応については、指定管理者負担となります。
37	募集要項	10	3 (9) ③ ウ	足場シート	足場シート設置中、「横断幕等により、開館中である旨の掲示の対応を行う予定」とありますが、この横断幕の製作・設置に係る費用は、府と指定管理者のどちらが負担するのでしょうか	当該工事は、本府都市整備部住宅建築局公共建築室により、令和8年4月19日公告の「大阪府立江之子島文化芸術創造センター外壁その他改修工事実施設計業務」により、現在実施設計を行っているところです。工事の実施やその内容については、次年度の予算措置を受け、施行業者を入札し、契約した後に確定します。現在の実施設計での想定では、簡易な横断幕については府が用意し、これに係る制作・設置費用は府が負担する予定となっています。
38	募集要項	10	3 (9) ③ エ	騒音・振動の発生について	令和9年度に予定されている屋上防水、外壁、外部建具等の改修工事について、現時点で想定されている工事範囲、工程、騒音・振動の発生、足場設置範囲、来館者動線への影響、多目的ルーム等の貸出停止範囲を教えてください。	当該工事は、本府都市整備部住宅建築局公共建築室により、令和8年4月19日公告の「大阪府立江之子島文化芸術創造センター外壁その他改修工事実施設計業務」により、現在実施設計を行っているところです。工事の実施やその内容については、次年度の予算措置を受け、施行業者を入札し、契約した後に確定します。現時点で想定している工事内容及びその影響については、公勢要項に記載しているものとなります。
39	募集要項	10	3 (9) ③ エ	騒音・振動の発生について	令和9年度の改修工事について、騒音、振動は、多目的ルームの貸出しや企画展に影響はありませんか。	当該工事は、本府都市整備部住宅建築局公共建築室により、令和8年4月19日公告の「大阪府立江之子島文化芸術創造センター外壁その他改修工事実施設計業務」により、現在実施設計を行っているところです。工事の実施やその内容については、次年度の予算措置を受け、施行業者を入札し、契約した後に確定します。騒音・振動について、客観的に判断できるものではありませんが、少なからず影響はあると認識しており、その旨を募集要項に記載しているところです。また、現指定管理者の協力により、その可能性があることを利用者に周知しております。なお、府として貸室の停止が必要と見込んでいる範囲・期間は、募集要項に記載しているのとおりです。
40	募集要項	10	3 (9) ③ エ	騒音・振動の発生について	一部の工程で騒音・振動が発生するとありますが、1階や3階の収蔵庫に保管されている大阪府20世紀美術コレクション（7,885点）に対して、振動や粉塵等による悪影響を及ぼす懸念はないでしょうか。万が一、影響を防ぐために一時的な作品の移動や特別な養生が必要となった場合、その費用や人員の手配はどちらが負担しますか。	当該工事は、本府都市整備部住宅建築局公共建築室により、令和8年4月19日公告の「大阪府立江之子島文化芸術創造センター外壁その他改修工事実施設計業務」により、現在実施設計を行っているところです。工事の実施やその内容については、次年度の予算措置を受け、施行業者を入札し、契約した後に確定します。現在の実施設計の想定では、ご質問のような影響はございませんが、万が一、作品の移動や養生等の対応が必要となった場合は、府による対応を基本とします。
41	募集要項	10	3 (9) ③ エ	騒音・振動の発生について	工期7カ月のうち3カ月貸出停止以外に工事期間中の騒音関連の影響を見積もる必要が無いが、ご教示をお願いします。	府として影響を見積っていたこととしているのは、募集要項に記載の事項になります。なお、現指定管理者の協力により、騒音・振動による影響の可能性があることを利用者に周知しております。騒音・振動による影響があったと断定される場合でも、いわゆる営業補填は府としては実施しませんことを併せて申し上げます。
42	募集要項	10	3 (9) ⑤	緑化	施設の緑化率向上に係る施策に伴い、植栽管理業務の内容が拡充される可能性がある旨が記載されています。当該業務の拡充による維持管理費への影響を収支計画に適切に見込むため、現時点で想定されている施策の実施時期、対象範囲及び内容についてご教示ください。	あくまで実施の可能性があるに留まるものであり、現時点では施策の実施時期や対象範囲及び内容について、お示しできるものはありません。実施に当たっては、指定管理者及び府（本施設所管課及び環境農林水産部）との協議も行い、実施するものとします。本施設所管課としては、「屋上緑化」は現実的な手法とは認識しておらず、建築物周辺での緑化を想定しております。緑化面積については、現時点での緑化率が15%であり、目標値が20%であることから、現在の緑化面積に1/3倍をかけた面積となる見込みです。樹木についても、お示しできるものはありませんが、現状の状態からかけ離れたものとなる見込みはないものを本施設所管課として認識しております。

質問 No.	資料名	ページ	項目	タイトル	質問内容（質問者記載）	回答
43	募集要項	10	3 (9) ⑤	緑化	募集要項 10 P ⑤について緑化率を20%に拡充の影響をあらかじめ見込んでおくこととの記載および現地説明会でのご説明を頂きましたが、維持管理費用は「屋上緑化」や「駐車スペースに高木を植える場合」など内容によっては大きく金額が変わってしまい、このままでは各社バラバラの想定になってしまいますので、ある程度具体的な内容（場所・面積・樹種）を現時点で判る範囲でご教示いただけますと幸いです。	質問No.42のとおりです。
44	募集要項	12	4 (2) ①	会員登録・メール配信の引継ぎ	現行の会員登録・メール配信等の仕組みについて、登録情報、利用目的及び同意取得内容を含め、次期指定管理者への引継ぎ対象と条件をご教示ください。 また、適切な同意取得等を前提として、複数事業にまたがる参加履歴の管理や事業案内への登録受付を行う場合、府が定める条件があればご教示ください。貸館催事の主催者を通じて登録を案内する場合の条件についても、併せてご教示ください。	現行のメールマガジンは、現指定管理者が適切に管理及び今後のセンター運営の参考のみを目的とした内容で個人情報取得しているため、引継ぎの対象となっております。 個人情報の取り扱いについては、募集要項に記載した個人情報に関する記載に準じて対応してください。
45	募集要項	14	4 (2) ⑧	府が実施する施策との連携	「府が実施する美術コレクション活用施策への協力」にて、「新規展示：計4回（20作品程度）」とありますが、これらの展示に関する企画内容や作品選定における指定管理者の裁量範囲、および準備・実施にかかる負担区分についてご教示ください。	大阪府所蔵美術作品活用活性化事業の実施において、企画や作品選定等のいわゆるキュレーション業務は、事業の受託者が実施します。指定管理者には、貸出業務における貸出側の業務を実施いただきますので、事業における活用希望作品のコンディションチェック及び貸出の可否の判断、貸出・返却時のコンディションチェック及び収蔵庫からの搬入出の対応を行っていただきます。
46	募集要項	16	4 (2) ⑭	保険への加入	保険に関する要件を定めるために、現事業者で加入を行っている動産保険の概要と金額感をご教示頂くことは可能でしょうか。 また、動産保険以外に加入を必須／推奨する保険があれば併せてご教示頂けますと幸いです。	令和8年度、指定管理者が加入している保険契約の内容は以下のとおりです。 ①美術コレクションに関する動産総合保険 ②企業総合保険 ③総合賠償保険 ④サイバー保険 ⑤レクリエーション保険 令和8年度の保険料は、上記①～④の合計で3,438,690円です。個別の保険料については開示できません。 ⑤はイベント開催時に加入しています。
47	募集要項	16	4 (2) ⑭	保険への加入	現在加入されている動産総合保険の金額と保障範囲についてご教示ください。また、それ以外に加入されている保険があればすべてご開示ください。	質問No.46をご確認ください。
48	募集要項	17	4 (4)	協賛金等	コレクションの常設展示、年間企画展示やイベントを実施するにあたり、趣旨に賛同する企業による協賛などを受けて事業収支を検討することは可能でしょうか。 実施に当たり許諾が必要な場合に置かれましては、そのルールなどをご教示頂けますと幸いです。	可能です。明記した規定等はありませんが、必要に応じて府と協議していただくこととなります。
49	募集要項	17	4 (4)	協賛金等	民間企業等から協賛金、スポンサー料、共同事業費等を受け、展示、イベント、実証実験等を行うことは可能でしょうか。また、協賛企業名、商品名、ロゴ等の館内表示又はウェブサイト等への掲載について、制約や必要な手続があればご教示ください。	ご質問の事項に対して、明確な制約や手続きはありませんが、必要に応じて府と協議を行っていただき、対応いただくこととなります。
50	募集要項	17	4 (4)	収支の扱い	指定管理者が自己資金により、施設の利便性向上、DX化等を目的とする設備投資を行った場合、当該設備投資額又は減価償却費は、収益還元額を算定する際の総支出額に含めることが可能でしょうか。	指定管理者が自己の負担により、施設の利便性向上やDX化等を目的として施設・設備の整備等を行うことは可能ですが、募集要項に記載のとおり、事前に府との協議が必要です。 当該設備に係る設備投資額又は減価償却費については、一律に収益還元額の算定における総支出額への計上を認めるものではありません。 指定管理業務との関連性、設備の内容、会計上の取扱い、所有権の帰属、指定期間終了時の取扱い等を踏まえ、総支出額への計上の可否について府と協議するものとします。 なお、設備投資額と当該設備に係る減価償却費を重複して総支出額に計上することはできません。

質問 No.	資料名	ページ	項目	タイトル	質問内容（質問者記載）	回答
51	募集要項	17	4（4）	収支の扱い	募集要項に記載される収益還元について、総収入額が総支出額を上回った場合に府へ納付する額の算定対象となる収支に、自主事業の収入・支出は含まれるでしょうか。指定管理業務と自主事業を区分して経理する場合の具体的な取扱いをご教示ください。	含まれます。 具体的な取り扱いについては、事業報告書等から確認できます。事業報告等については、質問No.9をご確認ください。
52	募集要項	17	4（4）	収支の扱い	収益還元額の算定における『総収入額』及び『総支出額』の具体的な範囲をご教示ください。特に、協賛金、補助金、寄附金、自主事業収入、設備投資額、減価償却費、システム利用料等について、それぞれ算定対象となるかをご教示ください。	収益還元額の算定における「総収入額」及び「総支出額」は、センターの管理運営に係る収入及び支出を対象とします。 「総収入額」については、募集要項4（4）に記載の「指定管理者収入」である、貸館収入（利用料金収入）、事業収入、その他収入及び府からの管理委託料を対象とします。 このため、センターの管理運営に係る協賛金、補助金等についても総収入額に含まれ、「その他収入」として計上してください。寄附金についても、センターの管理運営に係る収入として受け入れる場合は、総収入額に含めるものとします。 「総支出額」については、センターの管理運営を行うために必要となる支出を対象とします。人件費、事業費、施設の維持管理費、システム利用料その他管理運営に必要な経費について、指定管理業務との関連性を踏まえ、適切に計上してください。 自主事業については、その収支を管理運営業務に係る収支とは分けての整理もしていただきます。 設備投資額及び減価償却費については、質問No.50の回答のとおり、指定管理業務との関連性、設備の内容、会計上の取扱い、所有権の帰属、指定期間終了時の取扱い等を踏まえ、総支出額への計上の可否について府と協議するものとします。
53	募集要項	17	4（4）②	管理委託料の支払い	募集要項P17(4)②に「府からの管理委託料は、収支計画書で提示された金額に基づき、年度ごとに予算額の範囲内で協議の上、支払います。」とあります。各年度における管理委託料の支払時期と支払回数（四半期ごと・半期ごと等）について、現行の取扱いをお示しください。	管理委託料については、四半期ごとに分割して支払っています。
54	募集要項	17	4（4）②	管理委託料の支払い	募集要項P17(4)②に「府からの管理委託料は、収支計画書で提示された金額に基づき、年度ごとに予算額の範囲内で協議の上、支払います。」とあります。年度当初または各四半期当初における概算払い（前払い）は可能でしょうか。可能な場合、その上限（年額に対する割合等）と精算の時期をお示しください。	管理委託料については、関係法令等に基づき、前金払又は概算払による支払いを行うことは可能ですが、これらの支払い手法の導入及びその内容（具体的な支払方法、支払額、支払回数及び支払時期）については、その必要性や年度の事業計画等を踏まえ、府と協議の上、決定します。 なお、指定管理者の選定にあたっては、募集要項に記載のとおり、収支計画の内容、的確性及び実現可能性並びに安定的な運営が可能となる財政的基盤についても審査の対象となります。 また、概算払を行う場合の精算については、大阪府財務規則等に基づき、適切に行うこととなります。
55	募集要項	20	6（1）④	管理体制計画書	今回募集要項記載に業務についての現状従事者人数・シフト表についてご教示をお願いします。	指定管理者は、毎年度定める事業計画等に基づき、必要な人員を配置し、運営を行っており、令和8年度は、常勤と非常勤合わせて14名の体制で運営しています。シフト表については、別添資料にて開示します。 【令和8年度 人員体制】 館長（常勤）1名 企画・運営・広報責任者（常勤）1名 キュレーター・学芸アドバイザー（非常勤）1名 学芸職（常勤）2名、学芸関係 受付・運営（常勤）1名、（非常勤）6名 受付・経理（常勤）1名 設備管理（非常勤）1名
56	募集要項	20	6（1）④	管理体制計画書	現在の指定管理者の人員配置体制について開示ください。	質問No.55をご確認ください。
57	募集要項	21	6（1）⑤ 力	最近3事業年度の事業報告書、貸借対照表及び損益計算	2026年4月に、複数の法人による吸収合併及び存続法人の商号変更を行った法人が申請する場合、最近3事業年度の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書については、存続法人の合併前の商号により作成された書類を提出することで差し支えないでしょうか。また、法人の連続性及び商号変更の経緯を確認できるよう、合併及び商号変更の事実を証する履歴事項全部証明書、合併契約書その他の関係書類を併せて提出する必要がある場合は、必要となる書類をご教示ください。	合併及び商号変更後の法人が申請する場合における最近3事業年度の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書につきましては、存続法人の合併前の商号により作成された書類を提出いただいて差し支えありません。 合併及び商号変更の事実を確認するための書類としては、まず履歴事項全部証明書をご提出ください。 加えて、合併の内容及び法人の承継関係を確認する必要がある場合には、合併契約書その他、合併及び商号変更の事実を確認できる書類の提出をお願いすることがあります。
58	募集要項	21	6（1）⑦	学芸職	⑦施設の管理運営業務を行う上で必要な資格の写し(職員又は業務委託を含む。)学芸員は、受注後採用予定のため、公募時に記載できませんが、その場合は応募不可になるのでしょうか、ご教示をお願いします。	学芸職については、公募時点で配置予定者を記載できない場合であっても、直ちに応募不可とはしません。 その場合は、学芸員の資格を証する書類の写しは必要ありませんが、配置予定人数、確保方法並びに配置予定時期を事業計画書等に記載してください。 最優先交渉権者に選定された事業者については、学芸員の資格を証する書類の写しは、配置予定者が確定した後の提出で差し支えありませんが、指定期間開始前までに必ず提出をお願いします。

質問 No.	資料名	ページ	項目	タイトル	質問内容（質問者記載）	回答
59	募集要項	21	6（1）⑦	学芸職	学芸員の配置について、勤務形態、常勤・非常勤の別等に要件はありますでしょうか。また、指定管理者又は共同事業体構成員の直接雇用ではなく、業務委託等により学芸機能を確保することは可能でしょうか。	学芸職の配置については、常勤職員2名以上によるものを想定しています。この配置を基本的なものとしつつ、この配置以上の体制となるようであれば、勤務形態にとらわれず提案いただくことが可能です。また、業務委託等による確保も可能ですが、再委託については府の承認が必要となります。
60	募集要項	21	6（1）⑦	学芸職	現在、現指定管理者において本施設の業務に従事している学芸員の継続配置を含め、指定期間開始後の配置体制を検討しております。 申請書類の提出期限までに配置予定者を確定できない場合、申請時点では、配置予定人数、必要な資格及び経験、確保方法並びに配置予定時期を事業計画書等に記載し、学芸員の資格を証する書類の写しについては、配置予定者の確定後に提出することは可能でしょうか。 また、申請期限後の提出が認められない場合、申請時点で資格を証する書類の写しを提出した学芸員について、指定期間の開始前に、同等以上の資格及び能力を有する別の者へ変更することは可能でしょうか。 変更が可能な場合は、事前協議、承認又は届出の要否及び必要となる手続きをご教示ください。	質問No.58のとおりです。
61	募集要項	21	6（1）⑦	学芸職	学芸職2名以上の配置については、すべての学芸員が「美術作品の管理・活用に関する実務経験を有する」必要がありますでしょうか。加えて、募集要項P21において、学芸員の資格者証の写しを提出書類として含んでおりますが、こちらについて応募時での提出が（全員分バイネームでの選定となることで）難しい場合は欠格となるということでしょうか。	学芸職2名以上の配置については、全員実務経験を有する者を配置してください。 また、常勤での雇用に努めてください。 その他については質問No.58のとおりです。
62	募集要項	21	6（1）⑦	施設の管理運営業務を行う上で必要な資格の写し	施設の管理運営業務を行う上で必要な資格の写しにおいて、列挙されている資格は、申請法人または業務を行う予定の職員が保有していれば良いのか、全ての資格者を指定管理者の職員として雇用する必要があるのか、詳細をご教示ください。	施設の管理運営業務を行う上で必要な資格については、申請法人が当該資格を保有していることのみでは足りず、実際に当該業務に従事する職員が必要な資格を有していることが必要です。 また、列挙されている資格を有する者をすべて指定管理者の職員として雇用する必要はなく、募集要項11ページのとおり、第三者への委任でも可能です。
63	募集要項	21	6（1）⑦	学芸職	学芸員資格ほか、応募時点で写しが提出できない場合は後日（指定期間開始前まで）の提出など考慮していただけますか。	応募時点で写しが提出できない場合は、事業計画書等に配置予定人数、確保方法並びに配置予定時期を記載した上で、指定管理期間開始前までに必ず提出をお願いします。
64	募集要項	21	6（1）⑪	指定の申請に関する意思決定を証する書類	電子決裁による社内稟議を行っている法人については、申請案件名、申請内容、決裁権限者、承認日及び承認履歴が確認できる社内稟議システムの画面の写しを提出することで差し支えないでしょうか。 また、承認者のメールアドレス、社内システムのURLその他の申請内容の確認に直接関係しない内部情報については、申請に関する意思決定の事実及び承認過程が確認できる範囲を残した上で、マスキングして提出することは可能でしょうか。	申請案件名、申請内容、決裁権限者、承認日及び承認履歴が確認できる社内稟議システムの画面の写しで差し支えありません。 また、申請内容の確認に直接関係しない内部情報については、意思決定の事実及び承認過程が確認できる範囲でマスキングしていただいて差し支えありません。
65	募集要項	30	10	リース物品や再委託先の引継について	現在の指定管理者様で契約されているリース物品一覧、再委託契約先一覧とその費用、また、指定管理者が変更となった場合に引継ぎが可能かどうかについて、開示ください。	リース物品については資料5に記載のとおり、パソコン及びNAS3台です。 再委託先の開示はできません。 再委託先の引継ぎの可否については、府から示すものではなく、現指定管理者との引継ぎのなかで、個別に確認していただくこととなります。
66	募集要項	30	11	評価	運営目標を達成するために指定管理者に期待される評価指標（KPI）があればご教示ください。	評価指標（KPI）については、府と協議の上、評価委員会にて評価項目・基準の決定が行われることで、確定されます。 なお、過去及び現在の目標値については、評価委員会の評価票をご確認ください。
67	募集要項	30	11	評価	現指定期間における交流・協働、相談及び担い手育成の各事業について、実施内容、実績及び成果を把握できる事業報告・評価資料があれば、開示可能な資料をご提示ください。また、継続中の案件、連携機関との取決め及び事業記録について、次期指定管理者への引継ぎ対象と条件をご教示ください。	資料については、事業報告書等から確認できます。事業報告等については、質問No.9をご確認ください。 継続引継ぎ事項については、美術コレクションの貸出先（長期貸出・短期貸出）について、今後も継続して展示する場合、引継ぎが必要です。 令和7年度までの貸出先は、事業報告書等から確認できます。 また、その他継続中の案件については、原則として次期指定管理者に引継ぎを求めるものではありませんが、必要に応じて府と協議の上、対応を決定します。

質問 No.	資料名	ページ	項目	タイトル	質問内容（質問者記載）	回答
68	募集要項	30	11	募集要項に明示の事項以外に行う事業・年度評価等	募集要項に明示された事項のほかに、次期指定期間において維持すべき事業、最低実施回数・規模及び予算配分等の指定条件があればご教示ください。また、既存事業の統合や実施回数の変更を提案する場合の条件をご教示ください。 年度評価について、府が必須とする成果指標及び目標水準、事業者が独自に設定する定量・定性指標の取扱いをご教示ください。また、指定期間中に事業計画又は指標・目標を見直す場合の協議方法をご教示ください。	美術コレクションの貸出先（長期貸出・短期貸出）については、今後も展示される場合、継続が必須となります。 令和7年度までの貸出先は、事業報告書等から確認できます また、その他継続中の案件については、原則として次期指定管理者に引継ぎを求めるものではありませんが、必要に応じて府と協議の上、対応を決定します。 年度評価の指標については、府と協議の上、評価委員会において、評価項目・基準の決定が行われることで、決定します。 なお、過去及び現在の目標値については、大阪府立江之子島文化芸術創造センター評価委員会の評価票をご確認ください。
69	募集要項	-	-	来館者数センサーのデータ	現在設置されている来館者数計測用の入口センサーについて、取得可能なデータ項目、データ形式、保存期間、管理画面の有無、API等による外部システムとの連携可否をご教示ください。	現在設置されている来館者数計測用の入口センサーは(株)キャデットの「ナンニダー」CN1001です。 オプションのUSB記録ユニットを経由し、パソコンにCSVファイルで1日あたりの来館者数のデータが記録でき、保存期間の制限はありません。 管理画面はありますが、API等による外部システムとの連携はできません。 詳しくは製品のホームページをご確認ください。
70	募集要項	-	-	空調・電力等のデータ	空調、電力など、既存設備から取得可能なデータがあれば、その範囲をご教示ください。	3階の収蔵庫の空調について、温湿度のデータを取得可能です。 電力について、電力会社から電力量が通知されます。
71	募集要項	-	その他	変更点	現指定管理者選定時から今回の募集要項等の資料で仕様内容等の変更点をご教示いただけますと幸いです。	前回の募集要項等は、下記のホームページに掲載しております。 https://www.pref.osaka.lg.jp/o070100/bunka/shiteikanri_2021/index.html 現在の募集要項とご比較いただき、仕様内容等の変更点をご確認ください。
72	資料4	-	-	各床の仕上げ材	募集要項の別紙資料4 施設内容（主なもの）の各床の仕上げ材をご教示いただけますと幸いです。	追加で参考図書の閲覧期間を9月30日17時まで設けます 資料13の11ページにより、申込を行ってください。
73	資料7	-	-	来館者数	来館者数について、計測対象となる場所・利用者の範囲、同一人物の再入館や職員等の取扱い、年度間での計測方法の変更の有無をご教示ください。また、令和7年度10月の来館者数が62,418人となっている背景について、把握されている要因をご教示ください。主催事業、貸館催事、その他の利用目的別の内訳があれば、開示可能な資料をご提示ください。	来館者数は、入口に設置したカウンターにより計測しています。同一人物の再入館や職員等についても、1人1カウントとして取り扱っています。なお、年度間で計測方法の変更はありません。 令和7年10月の来館者数が62,418人となっている背景については、非常に集客力の高い貸館利用の展示があったことが大きな要因となっています。 また、事業別の来館者アンケート結果については、評価委員会のホームページに掲載している利用者満足度調査結果をご確認ください。 https://www.pref.osaka.lg.jp/o070100/bunka/enokojima/hyoukaiinkai29-34.html
74	資料8	-	-	運営状況	運営状況について下記ご教示をお願いします。 ＜収入＞貸館収入のその他収入と事業収入助成金等の内訳 ＜支出＞運営費と管理費のその他費用の内訳	事業報告書等から確認できます。事業報告等については、質問No.9をご確認ください。 なお、事業収入助成金については、国の補助金や企業からの助成金です。
75	資料8	-	-	運営状況	令和7年度の収支状況について、別紙資料8でお示しいただいておりますが、こちらは収支計画書の項目に細分化したデータを掲載したく、ご検討ください。	事業報告書等から確認できます。事業報告等については、質問No.9をご確認ください。 なお、事業収入助成金については、国の補助金や企業からの助成金です。
76	資料13	7	8(2)イ	清掃業務	募集要項の8 清掃業務(2)イ＜定期清掃＞の硝子総面積をご教示いただけますと幸いです。	硝子総面積は約395㎡になります。
77	資料13	8	9(3)	エレベーターの照明	施設維持管理及び修繕業務仕様水準書8 Pの9 3 ⑥ LED 照明への切り替え対応を行うこととの記載があり、確認ですが指定管理者がLED 切替工事を行いその費用を見込んでおくとの認識でよろしかったでしょうか。	お見込みのとおりです。
78	資料13	7	8(1)③	清掃業務	募集要項の8 清掃業務(1)③現在の巡回清掃時間配置をご教示いただけますと幸いです。	現在は13:30～と15:30～に巡回清掃を実施しています。
79	様式1～9	-	-	捺印	提出書類の様式1～9号への捺印は不要との認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
80	その他	-	-	プレゼン	10月23日（金）プレゼン予定とお聞きしましたが、プレゼン、質疑応答時間とプレゼン時の機材持込、及び参加予定人数についてご教示をお願いします。	プレゼンテーションの実施時間、質疑応答の時間、機材持込、及び参加予定人数については、提案事業者に対し別途ご案内しますので、その際に疑義がございましたら、ご回答させていただきます。 重ねてにはなりますが、実施の有無及び実施の内容についても予定であることご留意ください。